

日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高村(以下「村」という。)に移住又は定住の目的をもって住宅を新築し、当該住宅に居住する者に対して奨励金を交付することによって、村への移住希望者及び定住希望者を増やし、もって人口増加の一助となることに関し、日高村補助金等交付規則(平成12年12月22日 規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために村内に新たに建設された又は購入された住宅で、生活に必要な台所、トイレ、浴室及び居室を有する家屋であり、奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び申請者と同一世帯員全員が当該住宅で生活できる十分な広さがあつて、まだ人の居住の用に供したことがなく、登記簿上の建築年月日から起算して1年を経過していないものをいう。

(2) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある建物をいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により取得した建物を除く。

(3) 子育て世帯 奨励金交付申請時に、18歳未満の子がいる世帯又は申請者若しくはその配偶者が奨励金交付申請時点で妊娠中の世帯(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した世帯又は妊娠していることが明らかである世帯に限る。)をいう。

(4) 若者夫婦世帯 申請者及びその配偶者が、共に奨励金交付申請年度の4月1日時点で29歳以下である世帯をいう。

(5) 建替え 既に村内に申請者名義又はその配偶者名義の住宅があり、その住宅を取り壊し、又は他の者へ売り渡し、若しくは賃借して住ませ、新たに申請者名義又はその配偶者名義の新築住宅を建設することをいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金の交付対象となる者の要件や奨励金額、申請に必要な書類は、別表に定めるとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 申請者は、日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類及び住宅の状況が確認できる写真等を添えて、村長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定し、日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(事業の廃止の承認)

第6条 申請者は、奨励金の内容を廃止しようとする場合は、事前に日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付廃止承認通知書(様式第4号)により承認を受けるものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第7条 第5条の規定により奨励金の交付決定を受けた申請者は、日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金交付請求書(様式第5号)により奨励金を請求するものとする。

2 村長は、前項の規定による奨励金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、申請者に奨励金を交付する。

(決定の取消し)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 日高村子育て世帯等移住・定住促進事業奨励金の交付を受けた者が、居住開始日から10年を経過せず、日高村に登録している者でなくなったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が奨励金の返還相当と認めるとき。

(奨励金の返還)

第9条 村長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、申請者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(遂行状況の報告等)

第10条 村長は、必要がある場合は、申請者に対し事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月3日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。

附則

- 1 この告示は、令和8年1月9日から施行する。

別表(第3条関係)

要件	交付額	必要書類
<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 村内に住宅を取得し、当該住宅の所在地に住民票を移し、引き続き10年以上日高村に居住する意思を有すること。</p> <p>(2) 申請者が子育て世帯又は若者夫婦世帯であり、家屋の登記が共有名義の場合は、持分が2分の1以上であること。</p> <p>(3) 申請者及び同一世帯員全員が村税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 建替え及び公共事業による移転でないこと。</p> <p>(5) 以前にこの奨励金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 取得した住宅の登記において、次に掲げる日付が令和7年4月1日以降であり、その日から1年以内に申請すること。</p> <p>ア 新築住宅の場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第27条第1号に掲げる日付</p> <p>イ 中古住宅の場合は、法第59条第3号に掲げる日付</p>	<p>(1) 新築住宅の場合 100万円</p> <p>(2) 中古住宅の場合 80万円</p>	<p>(1) 登記事項証明書(住宅の建築年月日が分かるもの)</p> <p>(2) 住宅の建築又は購入を証する書類(工事請負契約書、売買契約書等の写し)</p> <p>(3) 妊娠中の場合 母子健康手帳の写し(妊娠の有無が分かるもの)</p> <p>(4) 本人確認書類(運転免許証又はマイナンバーカード等顔写真が付いた証明書)</p> <p>(5) 転入者のみ。 転入前の住所がある市町村において、税金等の滞納がないことを証する書類(完納証明書等)</p>